四日市市告示第72号

四日市市子育で・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月3日

四日市市長 森 智広

四日市市子育で・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱の一部を改正する要 綱

四日市市子育で・若年夫婦世帯の近居支援補助金交付要綱(令和2年四日市市告示 第160号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
(補助対象の住宅)	(補助対象の住宅)		
第4条 補助金の交付の対象となる空き	第4条 補助金の交付の対象となる空き		
家等は、次に掲げる要件をすべて満たす	家等は、次に掲げる要件をすべて満たす		
ものとする。	ものとする。		
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2)(略)		
(3) 昭和56年5月31日以前に	(3) 昭和56年5月31日以前に		
建築され、又は工事に着手したも	建築され、又は工事に着手したも		
のにあっては、 <u>耐震性が確保され</u>	のにあっては、 <u>耐震改修工事によ</u>		
ているものであること。_	り耐震性が確保されていること。		

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)